

(様式第1号)

平成30年度 第1回 芦屋市長等倫理審査会 会議録

日時	平成30年11月28日(水) 15:00~16:30
場所	市役所北館4階 教育委員会室
出席者	会長 河原 誠 委員 土山 希美枝 委員 藤澤 久美子 委員 伊藤 圭一 委員 岡本 直子 欠席委員 長城 紀道 欠席委員 富田 智和 欠席委員 永瀬 隆一 市長 山中 健 副市長 佐藤 徳治 教育長 福岡 憲助 病院事業管理者 佐治 文隆 事務局 稗田総務部長, 北條人事課長, 三崎人事係長
事務局	総務部人事課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員及び市職員紹介
- (4) 会長及び職務代理者の選任について
- (5) 芦屋市長等倫理審査会について
- (6) その他

2 提出資料

- 資料1 市長等倫理審査会について
資料2 条例の構造
資料3 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例
資料4 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規則

3 審議経過

開会

- (1) 会長選出について
互選により河原氏を選任した(任期:平成32年5月末まで)。
- (2) 職務代理者について
会長の指名により長城氏を選任した(任期:平成32年5月末まで)。

(3) 芦屋市長倫理審査会について

提出資料1～4について、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例、同施行規則の説明を行った。

議事録

(河原会長)

ざっと概要を説明していただきましたが、定着させていただく意味で復習に入りたいと思います。資料2をご覧くださいませでしょうか。

対象が市長と市議会議員に分かれ、また、一部市民の義務を規定されております。この条例の目的に我々は縛られて、実現するために行動することになります。目的は必ず頭に入れて活動しましょうということです。ここを離れていくと、暴走していくことになりますのでお気を付け下さい。

次に倫理とは何か。法律があつて、倫理があつて、マナーがあつて、両方とも人の行動をしぼるということでは同じですが、一般論としては、法律はそれを破ると国家から刑罰とか、否定的な処分を受けるというものです。倫理というのは、それとは違って、そういうことしたらいけないというものです。マナーと倫理との関係は、結論が出ないと思われま。

条例に倫理基準が列挙されていますので、これに当たるのかを我々が判断する、ということになっております。

そのための権限も与えられており、最後に委員会の義務として、90日以内の審査報告書を提出することになります。90日以内に何回か会合して、出した結論を報告書に文書でまとめないといけない。報告書とは別に要旨も作らないといけないので、日程的にはタイトな作業になってこようかと思ひます。

倫理というのはどういうものなのか、資料1の1ページ目にある倫理基準を見ていきましょう。

カッコ1ですが、品位とは何か、名誉とは何かです。人により価値観がかなり違ふと思ひます。このあたりを我々ですり合わせをして話をしなければいけない。その時に忘れてはいけないのは、市民感覚もここで議論するのであつて、例えば人格が高潔の人にとっての感覚と、市民感覚、政治家の感覚はどうなのだろうかという考えもあります。不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしてはいけない。不正な行為はあつたのか、なかつたのか、事実を認定することになります。

カッコ2ですが、まだニュアンス的には分かりやすい。金銭を受け取ったり、収賄罪と似たような内容ですが、どう認定するのか、対象者はしていないというけれど、一方ではしたと聞いていると、水掛け論になってしまう場合はどうするのか。後で話をしますが、委員会には調査の権限がいろいろあると並んでいましたけれども、警察のような強制的な捜査権はありません。そうになると、出してくれないときに立ち往生することになるとかいう問題がここあたりでも出てきます。

それからカッコ3のところ、不正な影響力の行使というのは何か。今であれば、フェイスブックでシェアしたらということまで含まれてくるのか。これは後でまた

出てくる、我々が政治活動をしてはいけないという点でも、政治家の人の投稿に「いいね」をする、シェアするというのは、もしかしたら、「この人を応援しているのかな」と考えるべきか、そういう点も含めて判断は難しいと思います。

少しこれからいろいろとテレビのニュースとか、ネットニュースを見るときに、私だったらどうするかと、考えながら見てもいいのではないかと思います。

その次、権限の件ですが、資料1の2ページ目の7番、関係人に対して事情聴取、資産報告書の提出を求めると必要な調査をすることができる」とありますが、我々は、関係人に対して警察みたいに捕まえて無理やり連れてくるわけにはいかず、来てくれというお願いになりますので、日程調整と90日間のしぼりはなかなか厳しいものがあると思います。

市長等は、審査に必要な資料を提出していただけると信じていますが、例えば、不正に金品を収受し、何かお金が入ったことを対象の方々の資料で分かったとしても、お金を出したほうが「嫌だ」と言われてしまうと、そこまですになります。

収賄事件が起きたときに、検察はどちらかから否定されると、もうお手上げになってしまうので、政治家の犯罪は立証できなくて裁判にかけられないと言われていきます。我々も同じところで苦労しないといけないと思われまます。

要請するのは芦屋市役所からどういう形で要請するのか、事務局はシミュレーションしておられますかね。例えば関係人に「事情聴取したいのでお越してください」と、郵便でおくっていたら2日くらいかかるだろうし、電話でも日中捕まらないだろうから、このあたりもどうするのか、どうやって電話番号を調べるのか、請求人にそういう資料を出せということになるんですかね。

(北條課長)

具体的に要請する様式等の用意はしておりませんが、文書等での連絡になるかと思えます。

(河原会長)

郵送期間がありますから、明日来いとは言えないので、1人で10日くらいかかってしまうかもしれません。結構大変かもしれないですね。そこらへんもいかに効率よくやっていくか考えましょう。

事情聴取は委員会が成立する5名のときにするのか、受命として、誰か1人2人で市役所の会議室で行うのか、どうするのか我々で決めてよいのか、規則の改正までしないといけないのか、事務局は調べていただけますか。

少なくとも、対象になる市長等の相手側となる方は、一般の私人なので、お願いはできても、拒否されたときにどうしようもない。そこもこれから整理をしないといけないかもしれません。

対象として市議員が外れるというのは、条例の制定の資料を調べたわけではないですが、行政と立法の独立性の問題で、行政に都合の悪い議員を狙い撃ちして潰しにかかることがないように、議会の独立ということで、議会で審査会を立ち上げ

ることになっているんだと思います。

それ以外の市長等に対しての委員として、我々が選ばれて、資料2の下の四角いところ、資料調査請求権、意見請求権、事情聴取の権限、資産調査の権限を使うことが出来ます。そういうことをしながら委員会を開いて行って、最後報告書をまとめるところまで行います。

ここで何をまとめるのかというと、市民から指摘された事実のありなしです。なければいけないということで終わりとなりまして、あるとなると、それはさっきの倫理基準にあたるのか、あたらないのかという判断まで踏み込んでいくことになるのかと思います。

ただ、私どもが判断をしたことで、市長等のかたの地位に直ちに影響を与えるものではありませんが、今後の市民の知る権利のひとつとして使われていき、今後の市民生活に参考にしてもらうという、そういう立場の委員会でございます。

インターネット記事から、狛江市長の事案をもとに、もし芦屋市で同じことが起こったらという想定で考えてみましょう。

市の女性職員から市長にセクハラの抗議文を提出されたわけですが、セクハラは認めながらも、具体的な行為については、記憶にないとかセクハラレベルではないと言っています。どういうことをしたのかを聞いているところ、評価を答えている。どういうことをしたのかと言われたら、記憶にないということになるんでしょうね。

ここで我々が意識しないといけないのは、セクハラやパワハラを認定することではなくて、事実の認定を行って、先ほどの倫理基準にあたるのかという判断をすることです。極端な話をすれば、請求人たちの訴え方によって、マルになったりバツになったりすることが出てきます。

セクハラやパワハラだという請求には、我々は判断できませんと思います。セクハラをすることは倫理違反だ、名誉を損なう行為だという請求は対象になるでしょうね。あくまで倫理違反になるのかどうか。セクハラ、パワハラ定義まで考える必要はなく、限られた期間で議論するとき、議論の道筋を見誤らないように気を付けないといけません。

事例では、事実自体は抽象的には認めながら、具体的なコメントは否定している気がします。女性職員の具体的な証言、社内で手を握られたり、エレベーター内で体を密着させられたり、随行先で1時間にわたり尻を触られ続けられたことなど被害が書いてあったことに対して、市長は「握手のつもりで手を握ったこと自体は覚えている」、「狛江一家みたいな家父長としての立場でやった」と、何をしたのかは言ってくれない、こういうときに委員のみなさん、認定できますかということなんです。伊藤委員どうですかね。

(伊藤委員)

事実としてそういうことがあったのなら認定はできるかもしれませんが。

(河原会長)

握手のつもりで手を握ったというのと、社内で手を握られたというのは合っているのか、社内で手を握られたと言われているのは否定しているのか、こちらから質問していけば話が出てくると思います。記事を見ると、うまくかわしておられるようにも見えます。抽象的にセクハラを認めることを言われても、どんな事実があったのかを確認しないといけない我々が困ってしまうところで問題なんですね。

(伊藤委員)

資料の冒頭で「事実を認めざるを得ない」と言っておられるから、認めている以上は、事実があったということでしょうね。文書で書いていることとは実際とは異なるのかもしれませんが。

(河原会長)

なかなか難しいとは思いますが、認めざるを得ないということは、女性職員が出した抗議文の内容を全部認めることですかと言ったら、握手のつもりだったとか、話をうやむやにされてしまっています。ある意味したたかなのかもしれませんが。質問するときは、書かれている事実に対して答えてくださいと突っ込まないといけない。

(土山委員)

私は自分の所属する大学でハラスメントに関する委員会にありますが、この事案には報告書が別に出ている、申立者からのヒアリング内容が書いている資料があります。

この委員会の仕事はハラスメント認定までするのかどうか、例えば内部告発にかかわるものなら、私の所属する大学ではハラスメント委員会が起動して、申立ても含めてハラスメントかどうかを判定するとなっています。条例の中に入っているような、品位を貶める疑いをかけられている相当な蓋然性があること自体、品位と名誉を損なって、職務に関する不正な疑惑をもたれる行為であれば、この委員会としてそう判断できるという認識でよろしいでしょうか。

(河原会長)

それでよいと思いますが、セクハラの話がありましたが、セクハラやパワハラの定義は考えずに、条例の倫理基準に触れるのかどうか、基準に触れる対象の行為として、手を握られたりした事実のありなしをどう認定するか、という話がありますが、セクハラやパワハラ等の定義にあたるかどうかを詰める必要はないのではないかと。

(土山委員)

この委員会で事実認定もするということですか。

(河原会長)

事実認定はこの委員会とっていますが、事務局どうですか。

(北條課長)

事実認定するために調査権がありますので、この委員会で事実認定を行うこととなります。

(土山委員)

申立人ではないですが、被害に遭われた方の報告書が議会かどこかの委員会の組織から出てきた場合には、この委員会に提示されるというよりは、文書や申立てが要因にあつてこの委員会が起動すると思いますが、文書の内容の真贋を含めてここでチェックするというのでしょうか。そうなると、両方からの聴取とか、年単位の時間がかかるとは思います。

(河原会長)

そうですね、一度もないので、シミュレーションで台本など作ってやってみないとわかりませんが、かなり時間はかかるでしょうね。

(土山委員)

90日という期間中に、双方から事実争いがあるような事案だと、かなりハードルが高いと思います

(岡本委員)

違反する疑いを証明する書類の提出とありますが、こうしたセクハラやパワハラといった、被害を受けた一部の人から、自分は受けましたという報告書で倫理審査会にかけてほしいということがあつても、50分の1の連署はいるのでしょうか。

(河原会長)

はい。

(岡本委員)

その書類が、結構有効的なものになっていると思うので、この場合でしたらセクハラ認定をされたということ、委員会の中では認めた上での倫理違反にあたるのかどうかの判断をすればいいのかなと思ったのですが。

(河原会長)

それはその時の市長さんがどれだけタフかということですかね。

この委員会で審査するまでには芦屋市で1,600人の署名が必要ですので、ある程度問題、噂が出てくるとは思います。署名と訴えが出てくる前に、辞任しますと申

し出られたら、もう認めてらっしゃるということで、結論までいけると思うんですが、「いや、私はこの地位で頑張るんだ」と辞任されなかったら、やってみないとわからないですね。

(土山委員)

例外が常態化するのもよくないです。岡本委員がおっしゃられたように、確かなことがあって起動するのかと思っていました。例えば新聞報道だけで盛り上がり、連署が提出されたら、そこで書かれている内容を確認する必要があると思いますので、時間がかかると思います。出席してお話を聞かなければならない方の認定することまであるでしょうね。

(副市長)

会長よろしいですか

(河原会長)

はい

(副市長)

職員が行った行為は、地方公務員法上の懲戒処分の対象になりますので、そこに至る経過は、ハラスメントに関しても実質的に定められており、明確に事実認定を認める調査を行います。ただ、懲戒処分は市長が行う処分でございますが、仮にそのような行為を市長が行った場合は、この審査会の対象となります。事実認定だけを取り上げて、別の機関で職員が行った行為と同程度に調べることができます。求められた場合に応じて、事務局はその資料を提出することができます。

(河原会長)

一からではなく、ある程度は、あてはめられるというレベルということなので、安心しました。

(伊藤委員)

セクハラやパワハラの被害者は、最初は少数ですよ。それが1,600人の連署を集めるということは大変なことでしょうね。

(河原会長)

数字が少ないと、政争の具に使われかねないというところもあり、悩ましいところ。あとは市民運動の盛り上がりとかがあったり、その後、こっちに来るのか、警察に行くのか、ワイドショーに行くのかは、その人たちの選択によってくると思います。

(岡本委員)

狛江市の例は、私たちのような委員会に上がってきていないんですよね。

(河原会長)

狛江市に審査会があるのかがわかりません。

(岡本委員)

例えばこれが芦屋市で起こった場合に、報道とか何かで、認めながらおやめになった場合は、もうこの審査会には上がってこないんですか。

(河原会長)

お辞めになった後は市長ではなくなっていますので、審査受付を拒否することになると思いますが、審査受付が先であったとして、次の日に市長さんがおやめになった場合は、どうなるのか、条文を読みましょう。

(岡本委員)

有権者 50 分の 1 の連署を集めるのはすごい時間がかかると思うので、そこに至るまでにワイドショーなどで盛り上がって、世論や市民の声に耐えかねて市長が辞められたら、署名も集まっていなければ、審査受付できないということですね。

(河原会長)

辞められた場合はどうなんだろう。

(土山委員)

途中で逮捕されてしまって、弁明の機会を与えられないという部分ではどうでしょうか。考え方としては、元市長ということになったので、この条例の適用はないということになるのか、審査会が立ち上がったら、事案の審査というオーダーが起動しているので答えを出すということなのか、前者になるような気はしますが。

(河原会長)

条文上で該当するところはなさそうなので、もめるところにはなるかもしれません。

(土山委員)

対象は市長等であるところ、市長ではなくなっているので、調査権も発生しないのであれば、事実上審査できないことになるのかなと思います。審査委員会は立ち上がれば、そのオーダーは生きていますと思いますが、途中で逮捕・勾留された場合、おおむね辞任されることが多いです。

(北條課長)

会長、よろしいでしょうか。

(河原会長)

はい、事務局どうぞ。

(北條課長)

資料3の4ページ、第13条「有罪判決宣告後における釈明」をご覧ください。ズバリ上がっているわけではございませんが、「議員又は市長は、刑事事犯により禁錮以上の有罪判決の宣告を受け、なおその職にとどまろうとするときは、議員にあっては議長に市民に対する説明会の開催を求め、市長にあっては市長が市民に対する説明会を開催し、当該議員又は市長は、説明会に出席し、釈明するものとする。」とあります。基本は市長である間という考えです。

(土山委員)

辞職されない限り審査会は起動するけれども、ただ「禁固刑以上の有罪判決」の場合、ご本人が留まろうとされているということは、否認されていると思いますので、裁判も時間的にかかると思います。例えば身柄が拘束されている間はこちらは聴問もできないと思います。今のお話ですと、辞められた場合は市長等にあたらないので、調査権が及ばないとなると、取調べを受けておられて勾留中の場合は難しいですね。

(河原会長)

そうですね。

(土山委員)

市長さんが長い間そういう状態にあった事案はありますか。

(河原会長)

保釈が認められそうな気がしますが、起訴されないと保釈は認められませんし、23日くらいは勾留されますから。

(土山委員)

贈収賄のときはかなり長い期間と思います。余計な話ですけど、途中で有罪判決になったような場合で、美濃加茂市長の場合はどうでしたかね。そうなると難しいなと思ひまして。調査権があるということですが、裁判に関わるからとお答えくださらないというのはあり得ます。

(副市長)

訴追されるおそれがあるということ。

(河原会長)

自己負罪拒否の特権ですね。

(副市長)

まさに品格の問題ですね。

(土山委員)

不審を招くことのないように、という規定で審査できなくもないですね。少し話が膨らんでしまいました。

(河原会長)

ありがとうございます。では次の事例で、対象は青森市議会議員の発言になりますが、「年金暮らしジジイ発言」の事案を読んでいただきましょう。他のニュースソースに他の発言内容も載っていました。友人とツイッターでやりとりをしていて、友人が「仕事がしんどいので、年金暮らしのジジイになりたい」というようなことを言ったら、「役所で大声を上げているのは年金暮らしのジジイだけれども、へたっているお前はそんなんになれるか」というやりとりの中の一部だそうです。だから年金暮らしのジジイは元気だとこの人は言いたかったということですが、ツイッターでこういうのを流してしまったとなると、これは品位、名誉を損なっているのだろうか。不適切かは、おそらく不適切に該当すると思うんですけど。

不適切だから品位・名誉を損なっているのかという点はどうでしょうか。人はみんな、適切なことしかしてはいけないのでしょうか。今日ご出席いただいている市長、副市長、教育長、病院事業管理者は、芦屋市という地方公共団体を背負う立場でいらっしゃる。この議員さんも初当選して青森市を背負っているというところでこの問題になったと思います。自分はどう思うか、一般市民の感覚としてどう思うか。この議員を弁護する立場からすれば、ツイッターのアカウントに自分の名前はつけてない、誰かに調べ上げられない限りは、自分の発言とわからないようなアカウント、偽名で投稿している。誰か調べ上げたのか、それとも「あいつこんなこと言っていたよ」という話が流れていくうち、いつの間にか本名が出てきたところを拾い上げられたのか。名誉や品位を損なわないと思ったからこそ、裏のアカウントでツイッターに投稿したんですと言うかもしれない。「パンツ裁判官」の例ですが、あの方は、裁判官の身分を明かして白パンツの写真を挙げたりしていましたが、あれは裁判官としてではなく個人として挙げているのに、裁判官として懲戒処分を受けたのはいかがなものかと議論になっています。裁判所はそれでもダメだということで戒告処分が下りました。それと同じように地方公共団体を背負った人は、一切表現ができなくなるのではないかという悲鳴が聞こえてきそうな気がします。ストレ

ートに自分の名前とか、青森市議〇〇というアカウントであれば、かなりネガティブな結論になると思いますが、そうならないように、ツイッターで仲間内だけで、というのは脇が甘いとか、不適切なのは確かです。脇が甘いというのと、品位・名誉を損なったというのは、どうなるでしょうか。ばれてしまったのだから、品位や名誉があなたの行為で損ねてしまったともいえるでしょう。岡本委員はどうですか。

(岡本委員)

確かに言葉だけを見ると品のない言葉だなと思います。やりとりの流れの中では、友人の言葉をそのまま返したただけだったのかなど。気を付けないといけない範囲であるのは間違いないかなと思います。倫理委員会ではそこがどうなるか。

(河原会長)

藤澤委員はいかがですか。

(藤澤委員)

ツイッターの前後の内容がわからないので、言葉の問題として、年金をもらっている高齢者と言えばマルですけれど、年金暮らしのジジイではバツということで、政治に関わっている人であれば、アカウントが個人的なものかと言う難しいところはありますけど、用語的にも倫理がどうかということであれば、ほぼバツのところに行くと思いますが。

(河原会長)

結論はないので、最後は多数決で決めるしかないと思います。全員一致しなければと思って、周りの意見を忖度してしまうのは、私がかえって不自然な気がします。土山委員はどうですか。

(土山委員)

私は全然ダメだと思います。この市議のかたは、ツイートで市の窓口に来て怒鳴った人のことをおっしゃっておられますので、市議の人が市民のことをこんなように言ったらダメでしょう。

倫理の部分で言うと、文化的な議論はあると思いますが、個人のツイートは、聞こえた以上はダメでしょう。個人のプライベート、政治的な思想も含めて、自分の個人的な感想を言いたいということであれば、絶対に個人の感想として漏らしていけないところで発言すべきです。特定された以上、議員としての自分は裏面でこういうことを思っているんだと、世の中に明らかにした。心の中で思っているだけでなく、友達のせいもありますが、ツイッターというソーシャルネットワークの中で不特定多数に向けて発信して形にしたわけです。市長等としてふさわしい行動であるかといえば、違うと思います。そういう先入観を持って市民を見て断じる人が、権力を行使する立場にいることを考えると、心の中ではどう思っているにしても自由です

が、ソーシャルネットワーク中で発言したわけで、市議の公職にある方、権力の行使にあたる方が、同じ町の市民をこういう目で見ていることが公に明らかになったという時点でダメだと思います。また、そういう感覚で政治的権力を行使しているのかとみられる時点で不名誉だと思います。

(河原会長)

不名誉というのは。

(土山委員)

そういう人を選んだわがまち自体、市民が不名誉ですね。

(河原会長)

伊藤先生いかがですか。

(伊藤委員)

難しいですね。ジジイという言葉はよくつかわれますからね。判断が難しいところでは。

(河原会長)

土山委員の言葉で気づかされましたが、倫理に主観を入れていいのか、発信した内容はこのとおりですが、友達に発信しただけですという点を加味していいのか、それとも年金暮らしのジジイという発言をしたということだけを捉えて倫理違反かどうかを考えるべきかと言う点は。

(伊藤委員)

それは前後のつながりがあるのではないのでしょうか。単語だけがいけないということではないと思います。

(河原会長)

前後のつながりではなくて、同じ内容の会話を、自分の本名を明らかにしているアカウントと、調べ上げられたらわかってしまったアカウントで出すときは、評価をたがえる事はいいことなのか、わるいことなのか。発言をしたときに、結果は同じことをしているけれども、自分たちはオブラートに包もうと、ツイッターが流れているところでは、自分たちとわからないとっていたらばれちゃった、相手を傷つける行為をしたということで倫理違反となるのか、できるだけそういうことにならないようにしていたけれどもばれてしまったという場合と、少し割引くらいしてあげていいのかどうか点はどうですか。急に言われても結論が難しいですが、出てきた案件によっては考えないといけないことになります。

(土山委員)

それは友達が市議であることを知っているわけですよね。

(河原会長)

そうですね。友達に裏切られたんでしょうかね。

(藤澤委員)

私としては、土山委員が言われたみたいに、反対に私の気持ちとしては、これは私の主観ですが、アカウントとして違う名前や、匿名で出すこと自体、はっきり言って卑怯だなと思います。おしゃべりの中で、お友達と喋っていてというのと、こうした場に言葉で出してしまうこととは、やはり違うと思います。

(河原会長)

財務省の事案で、女性記者からバーでインタビューを受けて、セクハラ的なこと言って、録音された。あれは本人がツイッターとか形に残るものではなくて、その場限りの話のつもりでいた。あのセクハラ発言の内容は、聞いている相手が直接の被害者だったので、逃げる余地はないですけども、ああいう場で年金ジジイという話をしたら、記者さんが録音してニュースにしてしまったら、やはりそれもだめですよ。

(土山委員)

仕事上でつながりがある方ですからね。

(河原会長)

やっぱり喋ってもダメですね。

(土山委員)

あれもハニートラップと言われたりしましたけど。

(河原会長)

トラップにひっかかるということは、やはり気持ちがあったのではと。

(土山委員)

トラップだとは思っていませんが、逆に本当はハラスメントになる事案なのに、割引されてしまう事例が多いと思います。やはり仕事で出会って仕事の延長でお話をしているという自覚の問題だと思いますし、もともとそうした自覚が必要だとこの条例で定められていると思います。

(河原会長)

それでは次の事例に移りたいと思います。「下着で汗が見えるほど」という発言記事ですが、こんなこと言ったらもう少し表現があったのではないかと思います。少し話が外れますが、土山委員、これはセクハラになるのでしょうか。

(土山委員)

私もハラスメントの委員会で一緒に法学部の同僚の先生にお伺いしたことがあります。例えるなら脅迫罪と一緒にだと思っていただければと思います。脅迫罪は相手が脅迫されたと思ったら成立するということですね。性的なものはハラスメントと感じたときには、そうなるということですね。

(河原会長)

被害者は会議の出席者ということになるんですかね。

(土山委員)

セクハラ発言の被害者がいるというよりかは、品位の問題として、この人はこういう目で我々や子供たちを見ているんだなど、市長としてこういう発言をすること自体、品位の問題だと思います。

(河原会長)

この記事を読む限りは、ご本人が言っているだけかな。セクシュアルハラスメントとは違う、単なる配慮ができないという、品位の問題で不適切な発言だとはわかるんですけど。

(土山委員)

子供たちの中で、「そういうように見られたんだ、気持ち悪い」と思ったり、「男の人は自分をこういうように見るのだろうか」ということに恐怖感を感じたとしたら、申し出があればハラスメントがあったとことになりうると思います。

(河原会長)

わかりました。

(土山委員)

本人も前置きをするなら、セクハラになるかもしれないと思ったら言っちゃいけないけれども、言う気持ちのほうが嬉しくて言っちゃったということですね。

(河原会長)

これはもしこういうことがあれば、品位・名誉が損なわれていると思いますね。

(藤澤委員)

中学生の一生懸命さを表現しようと思ったのであれば、もっと違った表現があったと思うんですけど。

(土山委員)

男子へのセクハラも成立しますからね、この暑い中、一生懸命汗をかいてと、素直に言えばよかったのに、「ああ、見えそうだな」と思ったということですね。心の中で思うのは自由ですが、それを披露した時点でダメですね。

(河原会長)

最後は少し内容が変わって、片山さつき議員の政治資金収支報告書の記載漏れに訂正が必要だったという事案です。訂正が認められている以上、訂正するからそれでいいのではないかという見方もあろうかと思いますが、条例の基準は、疑惑をもたれるおそれのある行為自体がすでに倫理違反だと条例に規定しています。単に間違えただけじゃないかと、議員の政治団体は言うと思いますが。藤澤委員、この点いかがですか。

(藤澤委員)

この話はやっぱり、ダメでしょうね。どこからつつかれてもクリーンにしておかないといけないでしょうし。記載漏れがあったとかは、言い訳ですかね。

(河原会長)

伊藤委員はいかがですか。

(伊藤委員)

不正の疑惑、おそれを持たれる行為ということですから、不正があったということからは少し広がりますね。

(河原会長)

行為というのは微妙な線ですが、片山さつき議員のほうは、あくまで過失を言っています。刑事事件では、過失も行為になります。過失傷害とか、業務上過失致死とかありますね。専門家の言葉としては、行為と言うのは過失も含むと言えますのですが、一般的な市民の感覚からしたら、過失は範囲に入るのか、掘り出していけば、議論のしがいがある内容かもしれません。

お時間も経過してきましたので、このあたりで終わらせていただきますね。何かご質問などございますか。

(土山委員)

先ほど会長がおっしゃられた政治運動の自粛ということですが、政治活動の自由

は保障されていまして、団体の役員になるということが、どのくらいの役員なのか、法人格をとっていない任意のグループの一員なのか、また、政治運動を自粛するという部分があるんですけど、例えばデモに参加することも政治運動に入るのか、想定されている内容によっては、例えば、私はデモくらいは参加してもよいと思えますし、政治的な立場を言明することは自分の自由の範囲だと思いますので、一方で審査をする会では、対象になるような方に、何か政治的な動きを仕掛けようとするのが問題だということはわかりますが、これがどのくらいなのか、条例が作られた時にどういう議論があったのか、たぶん作られた時には議論されているはずですので、次の機会までにお伺いできればと思います。

(河原会長)

政党その他の団体にどこまで入るのか。制定当時の議論の議事録でしょうか。そういうものがあれば、次回まででかまいませんので、資料作成しておいていただけますか。

(北條課長)

わかりました。

(河原会長)

他にご意見等ありますか。なければ、その他事務局から事務連絡お願いします。

(北條課長)

特にございませぬ。

(河原会長)

本日予定している議題は以上でございます。皆様ありがとうございました。